

思う。考えられることは、『齋宮村郷土誌』の「幸の橋」の解況

だ例の少い頃であるが、ここに一つの例を加えることが出来るのである。

祓川で禊祓をした齋王や參宮客が、祓所の森で兩大神宮を遙拜して、すぐ渡る橋だから再拜橋と名づけたのだ、と考へられます。

とある、その「兩大神宮を遙拜して」である。それなら「再拜」はあり得る。又、かかる「森」がなにがしかの「遙拜所」となることは例があることと思う。「森」の理解としても自然である。郷土誌がどの様な資料を用いたのか、今、俄に審にはしないが、これは至当であると思う。

以上で「幸の橋」について考えてきた。我々の結論は現在「幸の橋」と称せられている橋が、まさに「幸の橋」である。それはもとの「櫛田川」に架かっていた橋である（現在の地名で示すと、三重県多氣郡明和町竹川、である）

現在の「幸の橋」がいつ命名されたのか、わからぬことではあるが、それは齋王宮の全盛時代の「幸の橋」（つまり、大貳高遠が詠んだ「さいはひのはし」）の、まぎれもない後身として、その本来の位置から遠からざる（と、命名者が考え、その命名の時代から見ても、おそらく大過ない）所に、その名を冠して（それは少くとも江戸時代の中期には既に定着していたのである）命名されたのである。この種の古い伝承は概ねの場合、相当の根拠をもっているものである。

ハ行転呼音という意味では、天曆時代の大貳高遠が既に「幸の橋」の意で詠んでいる、ということも充分であろう。ハ行転呼音としては、未

と言う。

問題は複雑な様であるが、「祓」と「再拜」とが結びつくべきものか、どうか、考えることの方が重要であろう。『齋宮村郷土誌』では「再拜」は「祓」に必然的に結びつく、という前提での議論とうけとれる。これが結びつかなければ「祓殿の森」「大字祓戸」とも特にかかわる必要はないことになる。

「再拜」とは、二度拜すること、と常識的な意味で理解すべきでない。これは、祭式のいはば術語である。

### 『古事記』安康天皇の條

爾に大日下王、四たび拜みて白しけらく、  
の「四拜」の『古事記伝』の註に、

さて其（筆者註、頭を上げみ下げみすること）を四度するも上代よりおのづからの定まりなりけむ。後の漢風の拜は、再拜とて二度なるを、続紀十三に、藤原広嗣が勅使に對ひて、即下馬兩段再拜申云。とあるは、当時漢風の拜ながら数はなほ上代のまゝに四度にぞありけむ、【四拜と云ずして兩段再拜と云は、かの再拜を兩度するよしなり、】……（中略）……其後遂に、四拜は止ておしなべて再拜になれるをただ神を拜むにのみぞ、後までもなほ四拜は用ひられる、北山抄一分注に本朝之風四度拜神、謂之兩段再拜と見え、伊勢宮儀式帳にも、諸祭の時の儀に四段拜奉と多く見えたり、【小

右記に寛弘二年三月十二日、大原野御社神殿預狛茂樹宿禰、仍今

日給祿、纏頭兩段再拜、如拜神、太奇也と見えたるこれそのころ既に神を拜むより、外に四拜ことは無かりしが故なり、……下略

これは、四度の拜が、古来の禮であり、それが後に「兩段再拜」となり、神事にのみ行われる様になる。ということが骨子である。

『延喜式』四、「伊勢太神宮」の「六月月次祭」の條、

（齋内親王）避席進前再拜兩段。

とあり、又

即使及宮司以下向多賀宮。不向再拜兩段。

同、五、「齊宮」の「三時祭禊」の條

（齋王）……就座席。避席進前再拜兩段

その他、例は多いが、祭式の中でも、甚だ重い禮であることはわかる、と思う。それは『伯家部類』の「兩段再拜」の項に

後陽成院ハ、正親町院ノ仰ラレタトアツテ、兩神兩宮バカリニハ、四度拜アソバシタゾ、夫ニヨツテ御代官ノ時ハ、主上ノ如クスルゾとある。それは後の禮になるが『兩段再拜』が甚だ重いものであることはわかる。

「再拜」のことは史料は多いが、今は、概ねのことにてとどめよう。

なお「祓戸」「祓所森」と「再拜」が結びつくか、どうか、ということになるが、『延喜式』五、「齊宮」に「河頭祓」の條があり、ここには「再拜」は用いられていない。故に、「祓戸」「祓所森」と「再拜」を結びつけ、「幸の橋」がそこにある、という筋道はなりたない

祓川橋から東へ三町、国道の南に沿ふた字森田の地、面積一畝十五歩、七間四方に亘って一叢の森あり、周り一丈もあるたもの木や楓<sup>かへで</sup>其他の雑木が鬱蒼と茂った中に、南面して小祠を祀り、巡らすに方六尺許りの瑞垣<sup>みずがき</sup>を以てしたところ、之を『祓所の森』と称へました。

【勢陽雜記】に

稲木川（筆者註、祓川の別称）のわたりより三町ほどひがし林中に社あり。伊勢祭主兩宮へ祭禮にまかりけるとき爰<sup>こゝ</sup>にて『櫛祓<sup>くしはらひ</sup>』<sup>と</sup>といふこと有。…中略…

と記されてあるのが、即ち之であります。

尤もこの森は天正時代新しい參宮街道が開通してから出来たもので、古代齋王が禊祓を修せられた祓殿の址ではありません。

…ところが明治維新の頃、營繕維持困難の故を以て…社殿を外宮に奉遷いたしました。

越えて明治四十二年村内の神社を合祀してよりその址地を整理した時に、祓所の森も亦樹木工作物等を取り拂ひ、開墾して田地としてしまひましたので、今では跡方も無くなつてしまひました。という。冒頭に掲げた郷土誌の引用で、幸橋と祓所森との拘りが論ぜられていたが、どうであるか。

この森は、まことに残念なことに今は全く姿を消してしまつた。右の説明では天正時代以降の製作と考えられている様にうけとれるが、少くとも、老木のある、この様な信仰の対象となる森は天正時代以降に製作

される類のものとは思われない。これは極めて古代的な景觀である。

文字通り祓が行われた場所かどうかは別として、「森」は齋王宮盛大の頃に既にあり、その行事と何がしかの拘りがあつたと思われる。森の撤去はいかにも残念なことである。その上、現存すれば、何がしかの知見を引き出すことも可能であつたらうに、と思う。

「祓所森」があり、一方、やや離れて字「祓戸」がある、という形に対応して、郷土誌は字名を重く評価した叙述をとつた。これも一つの見解ではある。

我々の議論の目的は「幸の橋」の説明である。齋王の「禊祓」の場所の認定ではない。最初に掲出した『齋宮村郷土誌』の説明を振返つてみよう。この説明は「幸の橋」のもとになつた「再拜」は「祓」が修せられた場所で行われるものだ、という前提で話が進められている様に見える。それは「祓所森」の傍に「幸の橋」がある。しかし、この森は新しいと思われるので、この伝承されてきた「幸の橋」は後世の付会である、一方、「大字祓戸」なる地名が別に存する。その場所に「神宮橋」がある。故にこれが本来の「幸の橋」であろう。以上が『齋宮村郷土誌』の説明の骨子である。この説明は『明和町史』にそのまま継承されている。

伊勢街道に架る祓川橋より東四〇〇メートルの処、灌漑用水路に架けた橋をなづけるが、実際は…神宮橋をいつたもの（齋宮村郷土誌）

榊田川は三重県有数の大河である。一方、祓川はさほどの河ではないし、むしろ、小川と言うにちかい。

『大日本地名辞書』の「榊田河」の項、

飯南郡の巨流にして、其河道神山カウヤマ（筆者註、神山は祓川が榊田川本流から分岐する地点）以東に於て変改多し、すへは祓川を本流として榊田川は其支流に過ぎず、……………

神都誌云、榊田河は、……………神山の南東に於て二派に分れ、其南を祓川と云ひ、北なる北流は黒部に至り海に入る、……………此川元は祓川より井堰を以て水を引きし大溝なりき、其證は東寺所藏承和十二年の国符に……………、又保安三年大國庄田堵等愁狀に……………とあるを見て知る可し、此の渠溝遂に一大江河となりたりとぞ、神麻統神部脇田氏所藏の古記に「人皇七十三代白河天皇御宇、永保二年壬戌七月十日、中伊勢の地大に震ひ、同月十三日早朝より大に風雨、祓川流を變じ榊田川へ流れ入り、田地六百余町を破壊し、社詞十二字を流失す」と見え、古今河流の変遷する実に驚くに堪へたり。

と言う。これで歌学書の註記の意味がわかるのである。歌学書は河道が変化する以前の榊田川本流について記しているのである。歌学書の榊田川は今の祓川（つまり竹川）と同じものである。歌学書が「御前川也」と言うのは当然である。又、竹川（祓川）を掲出していないのも当然である（その名の川は無かったのである）。

そうすると、祓川は今の様な小さい川ではなく、大河であった。そこ

に架かる「幸の橋」も相当の規模のものであったにちがいない。

以上で歌学書の記載の疑問点について述べた。それは決して「奇妙」なものでもなく、又、誤記でもなく、却って、天変地異の存在を説明する證言である。「齋宮の御まへか」と言う疑問表現があったのは、歌学書が書かれたのは、河道の変化があった永保二年から日が浅く、その的確な状況の把握が出来ていなかったこと、及び新河道が未だ安定していなかったことを意味する。

次に『齋宮村郷土誌』の説明には大字「祓戸」及び「祓所の森址」があり、「幸の橋」の認定に、相当の役割を果させている。

この件について、やはり、『齋宮村郷土誌』によって、うかがってみようと思う。

かやうな訳（『延喜式』をみると、齋宮には、非常に祓の行事が多い）で、（祓川では）屢々修祓が行はれましたので、河の畔に『祓殿』が特設されてありますことは【齋宮式】（延喜式の一部）にも明記されてありますし、興国三年（一三四二）十日、齋宮を通つた坂十佛の【大神宮參詣記】にも

榊田河（今の祓川）祓殿をも過ぎて行く程に、ムタとあるによつても證されます。

今、竹川の西北祓川の右岸に『祓戸』と名づける字がありますが、蓋し『祓殿』から転訛したものだらうと考へられます。

と言う。つぎに「祓所森」（大字金剛坂）の項目を立て、

川の古里に通ずる古道が伊勢參宮街道であったのですから、それより以前の祓殿は字祓戸に在ったに相違なく、従って再拜橋も現今字神宮に架かつてゐる『神宮橋』がそれであつたのではないかと、推定せられます。(筆者註、現在の地名で言えば、多氣那明和町坂本と松阪市高木町との間にかかる橋)

すれば、現在の祓所の森址も幸橋も、共に後世の人々が附会したものだ、と断ずる事が出来る譯であります。

右の郷土誌は「さいはひの橋」について、現存する所謂「幸橋」と、遡源的に考證した「神宮橋」と、二つを出して、前者を否定する形で、説明を終えている。説明も詳細な様に見えるが、言及すべきことが他にもあるし、述べられたのは事実だけでなく、事実の解釈が混在している。解釈が入ると、それは他の解釈もあり得ることになる。右の説明を補足しながらやや詳しく眺めてみよう。

「祓」が度々出てくるが、齋王が卜定されて齋王宮に向う時、『延喜式』神祇五、齋宮の「御禊」の條に、  
六處堺川供奉御禊。

とあり、その割註に

山城近江勢多川甲賀川。伊勢鈴鹿川下樋小川多氣川。

同「三時祭禊」の條には

右五月十一日晦日隨近川頭為禊。

と言う。この場合の「近川」は右の「多氣川」(竹川・祓川)にあたる  
と考えられる。

この祓の行われる場所が「祓所森」である、と伝えられている、と郷土誌は述べる。

「竹川」(現在の通称「祓川」)は齋王宮の東北をかすめて流れているので「近川」と言うにふさわしい。その限りで『延喜式』に符合するところが「竹川」は歌学書に記載せず、そのかわり、数キロメートル北方を流れる「くしだ川」をあげている。これはどういうわけか、検討せねばならない。

『和歌初学抄』の「河」の項に「くしだ河」があり、

サイ宮ノ御マヘカ、神ノコトニソフ

と註する。『和歌色葉』同様である。「御マヘカ」という疑問表現にも注意しよう。

『八雲御抄』の「くしだ河」には

「伊勢、櫛」「齋宮御前川也。」

と註する。そうすると櫛田川が「近川」になる。やや奇妙な歌学書の註には説明が与えられる必要がある。でない、と、「幸の橋」そのものの説明に窮することになる。即ち、「幸の橋」は郷土誌その他では「祓川」つまり、「近川」、あるいは「多氣川」にかかつていることとして説明されているからである。歌学書では「幸の橋」は櫛田川に架かつていることになる。

さいはひのはし  
幸橋——付、くしだがは櫛田川その他

奥村恒哉

『和歌初学抄』の「橋」の項に「さいはひの橋」があり、「伊勢」と註す。

『八雲御抄』の「橋」の項に「さいはひの橋」があり、「伊勢」と註す。

『和歌色葉』の「橋」にもあり、「伊勢」と註する。

證歌は『大式高遠集』に

さいはひのはし

たのもしきなにもあるかなみちゆかば

まつさいはひのはしをわたらむ 一九四

右は、私家集大成（中古工）所収のもので、番号もそれである。

『三國地誌』の卷之四十六、伊勢国多氣郡に「幸橋又云再拜橋」とし

て項目を立て、

按、古昔、祓川にかかるを再拜橋と云。

今土橋ありて其名亡ふ。

と解説する。

『勢陽五鈴遺響』に、右の證歌を解説して、

この歌は、伊勢国歌枕に再拜橋を幸の橋と読みたる姿なり。凡て倭歌はやはらかく仮名に書くなればさひはひ幸なるにや侍らん。

これはハ行転呼音の説である。再拜はサイハイであり、幸はサイハヒである。これはそのまま認めて然るべきか、と考える。

『大日本地名辞書』にその「祓川」の項のうちに、

參宮図会云、幸橋とは、昔齋王勅使參向の時、多氣川（筆者註、祓川におなじ）に架したる梁なり、今稻木の渡の下方なりとぞ。

『齋宮村郷土誌』（昭和十年、齋宮村郷土会刊）によると、その「幸橋 大字竹川」の項に、

祓川橋から東三町の處に祓所森の址あり、更にそれより東一町許りの處に国道を横切る灌漑用水溝があります。この溝川に架けた橋を

『幸橋』と名づけます。（中略）

この橋は、古書に『さいはひの橋』とあり。

神祇百首

祈りつつ猶幸ひの橋柱たつ名もくるしおもひやまばや 元長

（前掲、高遠の歌を掲げる）

などの和歌も遣つてみますが、又一つには『再拜橋』とも申しました。それは、禊川で禊祓をした齋王や參宮客が、祓所の森で兩大神宮を遙拜して、すぐ渡る橋だから再拜橋と名づけたのだと考へられます。

しかし、江戸時代以前までは、今の国道は無くて、高木村から竹